

中小企業の「事業継続・雇用維持」と「ビジネス変革等の挑戦」への強力な税制支援を！

2021年11月
高松商工会議所
日本商工会議所

1. 令和3年度に講じられた土地に係る固定資産税の据置き措置の継続

- 据置き措置が廃止されると、来年度、多くの土地で固定資産税負担が増加
固定資産税は、コロナ禍で資金繰りに困窮する赤字企業等にも課税される
- コロナ禍の経営への影響が残り、資源価格の上昇や円安、最低賃金引上げへの対応を強いられている中小企業への固定費負担の増大は避けるべき

2. 飲食事業者等の救済に資する交際費課税特例の延長・拡充

- 現行の特例措置(中小法人は800万円までの損金算入等)は延長すべき
- 今後もコロナ対策が強いられる飲食店の客単価引上げを支援するため、制度創設以来変わらない「交際費とされない飲食費の上限」について、現状の1人あたり5,000円から1万円程度に上げるべき(※第三者認証を受けた飲食店での飲食費に限る等でも可)

3. デジタル投資を促す少額減価償却資産特例の延長・拡充

- 中小企業の生産性向上が求められる中、現行の特例制度は、タブレットを活用したサービスの拡充、テレワーク環境の整備等、中小企業のデジタル化に大きく寄与
- 特例措置の取得価額上限(30万円)や取得合計額上限(300万円)について、これを超えた投資を行うケースも多いため、それぞれを上げたうえで延長すべき

4. 賃上げ等に取り組む中小企業支援に向けた所得拡大促進税制の枠組み維持・拡充

- 同税制は、令和3年度改正において、コロナ禍の厳しい経営環境下で、雇用維持・増加や賃上げに取り組む企業への支援を強化する観点から、「新規雇用者も含めた企業全体の給与等支給総額」(＝基本給だけでない)を要件とするよう簡素化された。
- 同税制を拡充する場合、中小企業が使いやすい現行の枠組みを維持しつつ、控除率を深掘りすべき。また赤字法人も多い中、税制とあわせて、生産性向上への支援策の拡充も必要である。

5. 事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長

- コロナ禍で売上減少した事業者から、承継時期を延期せざるを得ないとの声が多い
- 事業承継税制の特例承継計画の提出期限(2023年3月末)を延長すべき